

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年11月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年11月27日から同年12月17日まで縦覧に供する。

令和6年11月22日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 小椎尾地区	丸亀市産業生活部 農林水産課
〃	地域計画実現化促進生産基盤整備事業 (農道改修事業) 天神地区	〃